

「京丹後市まちづくり基本条例」 見直しに当たって

令和元年7月29日
新川達郎（同志社大学）

京丹後市のまちづくり基本条例

- ・市民自身のものとしてのまちづくり基本条例の制定
- ・まちづくりの基本を考える
- ・京丹後市の将来像を考える
- ・まちづくりを進める基本的な考え方を明らかにする
- ・幅広い市民参加と市民協働によるまちづくりを実現する

まちづくり基本条例の法的性質

- 地方自治体の最高位の条例:自治体の憲法的位置づけ
- 京丹後市の地方自治の基本的な理念や原則を定める
- 住民、長、議会の権利と義務を定める
- 他の条例や自治体運営、行政執行の基準となる
- 条例とすることで権利義務が発生する
- 条例とすることで街づくりの原則を明確に宣言する
- 条例とすることで勝手な修正はできない；硬いルール

2019/7/27

新川達郎（同志社大学）

3

まちづくり基本条例の見直し： 成長する条例へ

- 条例による成果の検証：条例が十分に働いているか
- まちづくりが条例の精神にそって進行しているのか：市民参加でしっかり監視、管理していく
- 市が置かれている社会経済をはじめとする環境変化に対応できているか
- マンネリに流されないように定期的な見直しを進める：4年ごとなど一定期間後には市民参加による見直しを定例化

2019/7/27

新川達郎（同志社大学）

4

見直しの手順

- 条例の理念（原理）や原則が達成できているか：具体的に検証していく必要がある
- 条例は環境の変化に対応できているか：市民の必要にこたえるものになり続けているか
- 達成が不十分なところ、対応できていないところについて確認し、それらを検討することから始める
- 1. 行政や、議会、市民がそれぞれに努力すれば対応できる
- 2. 別の政策や計画、別の条例を制定すれば対応できる
- 3. まちづくり基本条例の条文を改正すれば対応できる

視点 1：議会と行政が変わったか？

- 市民自治の市政への転換：市民を起点とした議会運営、行政運営になっているか
- 市民参加による市政運営原則：市民参加は具体化されているか
- 政策過程への具体的な市民参加；重要な政策、市民生活に影響する政策の策定、決定、実施や評価に市民参加できているか
- 市民意向の反映と市民の知恵や活力の活用：議会と行政は、市民参加が市民との協働に発展する展望をもってその運営を心掛けているか

視点2：市民サービスが変わったか

- 市民参加によるサービスの内容の改善ができたか、
- 市民協働によるサービス提供の方法が変わったか
- 市民参加と協働による公共事業の決定や実施ができているか
- 市民参加と協働による公共施設の維持管理、統廃合や更新ができているか
- 市民と共につくりあげる行政サービスがどのくらいできるようになっているのか
- 行政サービスの中で市民協働型の運営がどのくらい進み始めているのか

2019/7/27

新川達郎（同志社大学）

7

視点3：条例で市民の意識と行動が変わったか

- 市民は条例を知っているのか
- 市民は条例の内容をどこまで理解しているのか
- 市民は条例をうまく使っているのか
- 条例の理念が少しでも定着してきたのか：自治の主体としての市民意識
- 条例が期待した市民が力を発揮する市政になっているのか
- 条例が求める市民の姿としてその役割と責任を明確に分担するようになっているのか

2019/7/27

新川達郎（同志社大学）

8

他の団体のまちづくり基本条例とその改正との比較から；検討が進められている事例

- 市民参加の具体化：条例の規定で十分か
- 住民投票条例の制定：条例化の検討は進んでいるのか
- 住民自治組織の規定：町内会や行政区にとどまらない地域自治、小規模多機能自治への対応はどうなっているのか
- 中間支援の機能は京都府任せ：まちを支えるボランティア、NPO、各種団体を支えることができているか
- 協働推進に向けて：計画策定、協働条例化、事業者への働きかけ
規程

社会経済等の情勢の変化から：

- 東日本大震災以降の危機管理と災害対策の記述：まちづくりにおけるレジリエンス（回復力）への注目
- 地方自治法の計画条項廃止による基本構想の法的位置づけ：自治基本条例で総合計画策定を規定
- 少子高齢化、人口減少への対応：広域連携、国や府との連携、民間企業や各種団体等との連携